

災害時における地下水（飲料水）  
の提供に関する協力協定書

平成29年2月9日

鈴 鹿 市

独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院



## 災害時における地下水（飲料水）の提供に関する協力協定（案）

鈴鹿市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における飲料水の供給に関して、次のとおり協定する。

### （対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものとする。

### （目的）

第2条 この協力協定は、災害時に乙が管理する施設で浄水処理された地下水（以下「地下水」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における飲料水の確保を行うことを目的とする。

### （協力要請）

第3条 災害発生時には、甲は必要に応じて乙に対し、地下水の一部を地域住民に提供することに関して協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
- 3 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

### （協力内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請に対して、医療活動に支障のない範囲で要請に協力するものとする。

### （自主的活動）

第5条 乙は、災害発生時において、通信の途絶等により甲との連絡が取れない場合は、自主的に被害状況を収集し、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められるときは、自主的に地域住民に地下水の提供を行うものとする。

### （費用負担）

第6条 乙は、地下水の提供を無償で行うものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間終了までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第8条 この協力協定に定めのない事項及びこの協力協定の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協力協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月9日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

乙 三重県鈴鹿市加佐登三丁目2番1号  
独立行政法人 国立病院機構  
鈴鹿病院  
院長